



広報

5

MAY 2009  
Vol.409

**第81回 選抜高校野球大会  
長崎県立清峰高等学校 優勝!!  
長崎県初の全国制覇!!**

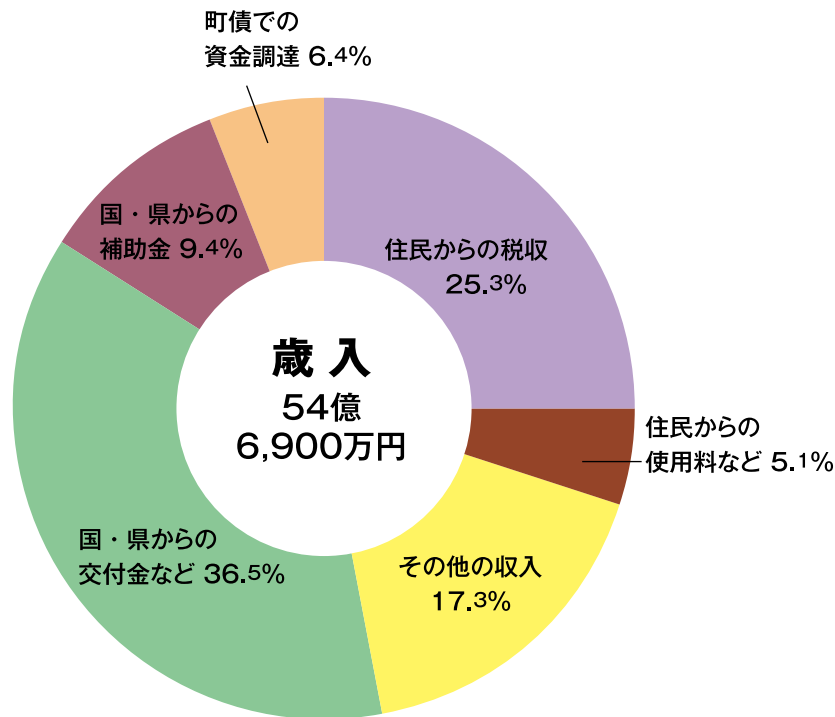


**CONTENTS**

平成20年度下半年財政事情	… 2～3	固定資産税及び町県民税について	… 11
平成21年度当初予算	… 4～5	裁判員制度について	… 12～13
佐々町役場組織図	… 6	健康相談センターだより	… 14～15
がんばれ消防団 (特別編)	… 7	みんなのひろば	… 16
子育て応援特別手当について	… 8	図書館だより	… 17
児童扶養手当・特別児童扶養手当について	… 9	ふれあいピクニック	… 18
長寿医療制度の保険料について	… 10	お知らせ	… 19～21
		おめでた・おくやみ・がんばれ消防団	… 22

写真：長崎新聞社提供

# 0年度 財政事情 決算見込み



歳入	20年度決算見込額
住民からの税金	13億8,600万円
町民税	6億3,900万円
固定資産税	6億200万円
軽自動車税・たばこ税	1億4,500万円
住民からの使用料など	2億7,800万円
分担金・負担金	1億3,100万円
使用料・手数料	1億4,700万円
その他の収入	9億4,600万円
基金・他会計からの繰入金	6億5,400万円
前年度からの繰越金	2億2,400万円
その他	6,800万円
国・県からの交付金など	19億9,600万円
地方譲与税など	2億3,100万円
地方交付税	17億6,500万円
国・県からの補助金	5億1,500万円
国庫支出金	2億8,000万円
県支出金	2億3,500万円
町債での資金調達	3億4,800万円
合計	54億6,900万円

平成20年度下半期（10月～3月）の佐々町の予算執行状況をお知らせします。これは、佐々町の条例に基づき、町にどれだけのお金が入り、どれだけ使われたかをお知らせすることによって、町政に対するご理解とご協力を得るために、年に3回行っているものです。

平成20年度の一般会計の決算見込額は、歳入54億6900万円、歳出52億3700万円、差引額2億3200万円となります。また、次年度へ繰り越すべ

き財源約5700万円を差し引いた実質収支額は、1億7500万円程度になる見込みです。なお、この数字は平成21年3月31日現在のものです、その後2か月間（5月31日まで）を出納整理期間として、収支の

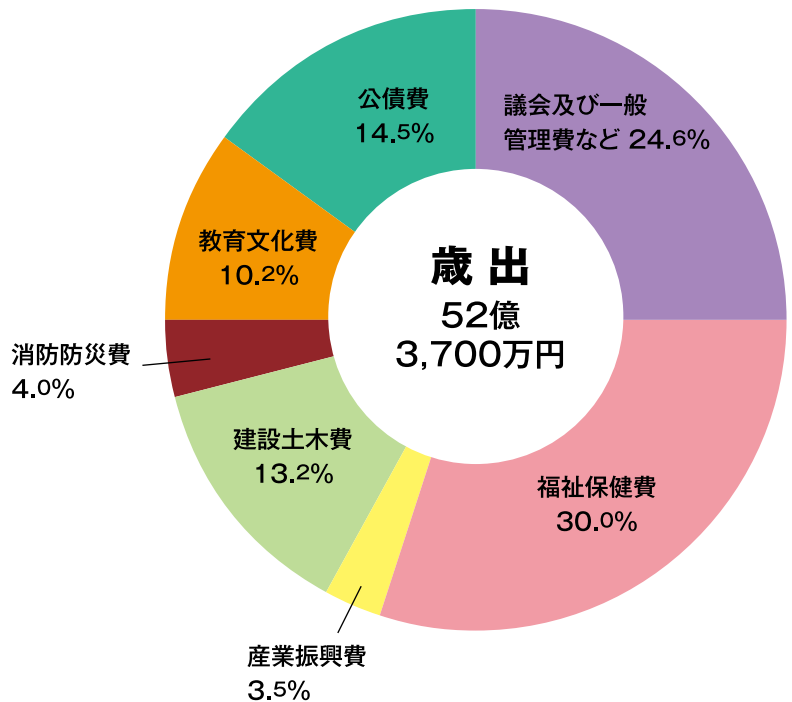
## 一般会計

整理を行うため、最終的な決算額と多少の誤差が生じることとなります。

平成20年度予算は、当初

53億3300万円でしたが、これに3億6500万円の追加補正（上半期1億8100万円の増額補正、下半期1億8400万円の増額補正）、また平成19年度からの繰越予算額3200万円を加えるとともに、平成21年度への

# 平成2 下半期 一般会計



歳 出	20年度決算見込額
議会及び一般管理費など	12億8,700万円
議会費	7,700万円
総務費	12億1,000万円
福祉保健費	15億7,000万円
民生費	9億5,500万円
衛生費	6億1,500万円
産業振興費	1億8,200万円
労働費	100万円
農林水産業費	1億6,000万円
商工費	2,100万円
建設土木費	6億9,300万円
消防防災	2億1,100万円
消防費	2億1,100万円
災害復旧費	-
教育文化費	5億3,500万円
公債費	7億5,900万円
合計	52億3,700万円

## 【一般会計／歳入】

- ・ 税収の見込み増 49百万円
- ・ 国や県からの交付金等の増 75百万円
- ・ 国や県からの補助金の増 3億26百万円
- ・ (うち定額給付金及び子育て応援特別手当補助金2億36百万円)
- ・ 町債の減 △51百万円

## 【一般会計／歳出】

- ・ 定額給付金及び子育て応援特別手当 2億36百万円
- ・ 公共施設整備基金などへの基金積立 1億60百万円
- ・ 道路新設改良費、住宅改修工事費など、土木費の減 △48百万円
- ・ 教育費の減 △1億26百万円

## 特別会計と 企業会計と

平成20年度(3月補正後)の予算状況は、次のとおりです。

- 【国民健康保険】 13億53百万円
- 【国民健康保険診療所】 31百万円
- 【老人保健】 1億27百万円

## 【後期高齢】

1億10百万円

## 【介護保険】

9億83百万円

## 【公共下水道事業】

10億90百万円

## 【農業集落排水事業】

32百万円

## 【水道事業】

2億88百万円

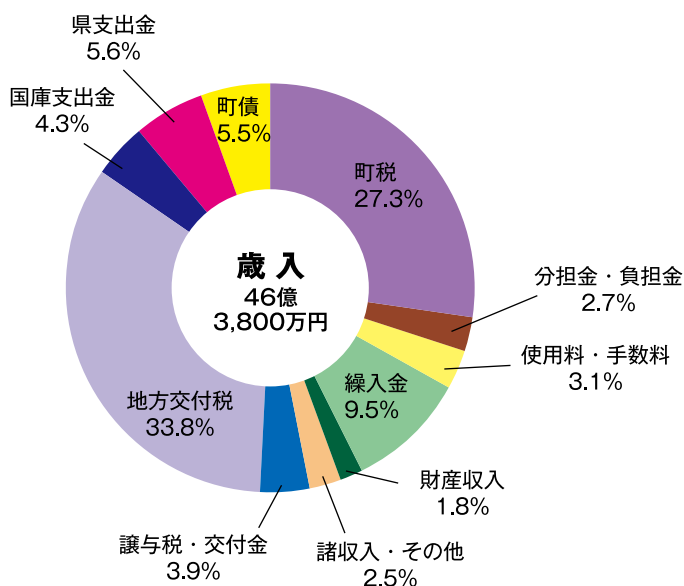
## ※一般会計

地方公共団体の会計の中心をなすもので、行政運営上の基本的な経費が計上されます。

**特別会計** 国民健康保険事業や下水道事業のように特定の事業を行う場合に、一般会計とは切り離して行われます。

**企業会計** 特別会計の中でもその性格が企業的なもの。佐々町では水道事業会計が該当します。

# 「育つ美しいまち佐々」 実現に向けて

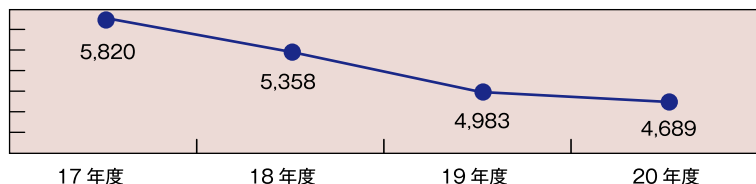


一般会計歳入	当初予算額	前年度比
町税	12億 6,483万円	△5.4%
分担金・負担金	1億 2,378万円	△11.6%
使用料・手数料	1億 4,550万円	△1.1%
繰入金	4億 4,214万円	△52.9%
財産収入	8,503万円	442.6%
諸収入・その他	1億 1,384万円	167.0%
譲与税・交付金	1億 8,100万円	△18.0%
地方交付税	15億 7,000万円	△3.1%
国庫支出金	1億 9,945万円	△20.0%
県支出金	2億 5,753万円	9.2%
町債	2億 5,490万円	△33.9%
合計	46億 3,800万円	△13.0%

20年度当初予算額		対前年度増減額	
	うち一般会計繰入金		うち一般会計繰入金
53億 3,300万円	—	6億 9,500万円の減	—
13億 220万円	8,207万円	220万円の減	99万円の減
1,430万円	1,420万円	1,273万円の減	1,420万円の減
1億 1,253万円	890万円	1億 596万円の減	770万円の減
9億 5,480万円	1億 3,648万円	3,960万円の増	384万円の増
1億 1,930万円	3,107万円	610万円の減	305万円の増
12億 6,833万円	3億 4,000万円	2億 6,033万円の減	—
3,227万円	3,000万円	923万円の増	100万円の減
4億 3,970万円	—	1,724万円の減	—
95億 7,643万円	—	10億 5,073万円の減	—

※一般会計からの繰入金には、法律などによって一定の町負担割合が定められています。

【一般会計】町債現在高（借金）の推移 単位：百万円



3月の定例町議会で可決されました。平成21年度当初予算は、総額85億2,570万円です。町の中心となる一般会計が46億3,800万円、国民健康保険や公共下水道事業などの特別会計が34億6,520万円、水道事業会計が4億2,250万円です。平成21年度の当初予算は、町長の任期満了の年にあたるため、基本的に、義務的経費などの経常的経費や、事業実施が既に決定されている継続的経費、また町民の安全面を優先させるための経費等を中心とした「骨格予算」として編成されています。したがって、一般会計の当初予算は、前年度と比較して6億9,500万円の減額（13.0%の減）となっています。

## 自然環境を守り、活かすまちづくり

公共下水道事業においては、清潔で住み良い住環境づくりを目標として、施設の整備を進めております。

合併処理浄化槽においても、引き続き整備を進めます。環境衛生では、各種補助事業などにより、ごみの減量化・再資源化を図ります。また、地球温暖化対策として、地域住民・行政・事業者が一体となって取り組めるよう温暖化防止に向けた「行動計画」を策定することとしています。

### 《主な事業》

- 合併処理浄化槽設置整備事業 1,600万円
- 公共下水道事業 1億1,500万円

## 安心して豊かに暮らせるまちづくり

本格的な少子高齢化社会に向け、地域福祉の充実を図ります。母子保健事業では、妊婦検診費用の回数を増やし、安全・安心な出産ができるような体制をつくります。

佐々・口石両小学校の体育館の耐震補強工事及び各小・中学校校舎の耐震補強設計を実施します。

大雨時の被害を回避するため、引き続き中央地区排水対策事業を実施します。

### 《主な事業》

- 妊婦検診補助の拡充 1,130万円  
→検診補助回数14回分まで
- 公共施設耐震診化事業 5,020万円
- 中央地区排水対策事業 3億 8,200万円

## 多様な交流による元気あるまちづくり

住民の生活基盤安定のための基本的条件である道路の整備を進めます。また、西九州自動車道路の整備が進められる中、町内の交通網が大きく変化しようとしており、主要幹線である町道中央海岸線の拡充整備に向け、準備を進めています。

また、地域コミュニティーの場として多様な交流が進められるよう、町内会集会所を整備します。

松浦鉄道の沿線自治体とともに、松浦鉄道の安全な運行と経営自立化を目的として必要な支援を行います。

### 《主な事業》

- ・道路新設改良及びまちづくり事業 1,790 万円
- ・町内会集会所整備事業 6,230 万円
- ・松浦鉄道施設整備事業補助 1,430 万円

## 開かれた効率的な行財政のまちづくり

平成18年度から平成22年度までの5か年を期間とする「第3次佐々町行財政改革大綱」及び「佐々町行財政改革プラン(集中改革プラン)」の実行に向けた行政改革を進めていきます。

平成20年度に導入した「協働のまちづくり促進補助金(提案公募型補助金)」の活用による「協働」の拡大を目指します。

財政健全化法の施行に伴い、本町の資産・債務の洗い出しと「公会計の整備」を進めます。

### 《主な事業》

- ・協働のまちづくり促進事業 330 万円
- ・公会計システム等整備事業 1,850 万円

### 予算額を町民一人あたりにすると(一般会計)

#### (歳入)

町税	91,927 円
地方交付税	114,107 円
国庫支出金	14,496 円
繰入金	32,135 円
町債	18,526 円
その他	65,897 円
計	337,088 円

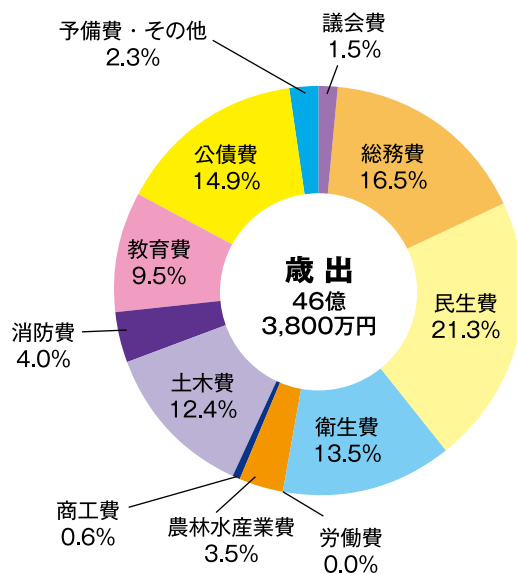
#### (歳出)

議会費	5,193 円
総務費	55,492 円
民生費	71,814 円
衛生費	45,524 円
労働費	32 円
農林水産業費	11,830 円
商工費	2,077 円
土木費	41,848 円
消防費	13,454 円
教育費	31,888 円
公債費	50,228 円
予備費・その他	7,708 円
計	337,088 円

※人口 13,759人(H21.3.31現在)

## 平成21年度 当初予算

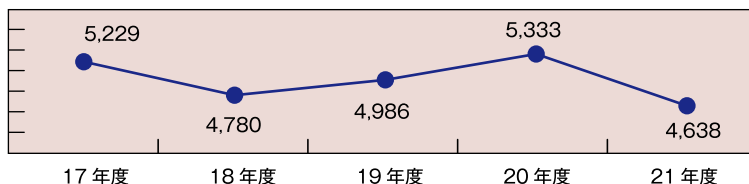
# 「元気に」 の



一般会計歳出	当初予算額	前年度比
議会費	7,146 万円	△8.3%
総務費	7 億 6,351 万円	△9.8%
民生費	9 億 8,809 万円	2.2%
衛生費	6 億 2,636 万円	0.3%
労働費	44 万円	△63.3%
農林水産業費	1 億 6,277 万円	1.7%
商工費	2,858 万円	19.8%
土木費	5 億 7,578 万円	△23.4%
消防費	1 億 8,511 万円	△19.4%
教育費	4 億 3,875 万円	△49.1%
公債費	6 億 9,109 万円	△9.4%
予備費・その他	1 億 606 万円	325.3%
合計	46 億 3,800 万円	△13.0%

会計別	21年度当初予算額	
	一般会計	うち一般会計繰入金
一般会計	46 億 3,800 万円	-
特別会計	国民健康保険	13 億円
	国民健康保険診療所	157 万円
	老人保健	657 万円
	介護保険	9 億 9,440 万円
	後期高齢者医療	1 億 1,320 万円
	公共下水道事業	10 億 800 万円
	農業集落排水事業	4,150 万円
水道事業会計	4 億 2,246 万円	-
合計	85 億 2,570 万円	-

### 【一般会計】当初予算の推移 単位：百万円



佐々町組織・職員一覧表

(平成21年4月1日現在)

※二重下線が、今回の異動対象者

表中 ◎印は係長、主任 ○印は主査(兼)は兼務(併)は併任 (嘱)は嘱託 (委)は委任

町長 関 耕二	副町長 古庄 剛	総務理事 不在	総務課	課長 大浦 富夫	参事 大瀬 裕子	補佐 嶋崎 和幸	総務班	◎藤永 大治	○(兼)落合 健治	南部 美穂	・財産管理・消防防災・国民保護 ・人事・給与・電算・男女共同参画 ・自衛官募集	
			企画財政課	課長 木原山 龍文	補佐 横田 孝之	財政班	◎水本 淳一	○荒木 洋介	・財政			
			税務課	課長 松田 弘海	税務班	◎川崎 順二	○川口 美穂	・山田 奈津子	・町民税・固定資産税 ・軽自動車税・納税相談 ・土地調査			
			収納対策室	参事 川内野 勉	収納対策班	○中道 隆介	・収納全般					
			福祉保健課	課長 濱野 互	補佐 松本 孝雄	住民班	◎内田 明文	・磯尾 倫子	・吉福 高志	・戸籍・住民票・印鑑登録 ・外国人登録・身分証明・住民相談		
			保育所	中央保育所 所長 谷 添 正人	中央保育所	◎堤 富実代	○志水 みどり	・宮島 真知代	・保育所事務			
				第2保育所 所長 末 永 ユウ子	第2保育所	◎岡本 道代	○中村亜希子					
				第3保育所 所長 池田 八恵子	第3保育所	◎富田 真弓						
			建設課	課長 濱田 能久	参事 北村 伸太郎	参事 筒井 勝晋次	補佐 今道 晋次	総務班	◎(兼)今道 晋次	○作永 善則	・山下 聡	・建築確認申請・公営住宅 ・道路占用許可・土木災害 ・道路河川管理 ・都市計画事業 ・都市公園管理・優良住宅認定 ・事業設計施工・事業管理監督
				産業経済課	課長 川上 一郎	補佐 北村 英彦	農政班	◎(兼)北村 英彦	・鮎川 稔	・農政全般・土地改良事業 ・林業振興・治山事業・農林災害 ・商工振興・観光まつり・水産業 ・労働行政・消費者行政		
					水道課	課長 松本 康弘	参事 中村 義治	上水道班	◎(兼)中村 義治	・宮下 了介	・尾崎 喜好	・上下水道加入(廃止)手続 ・受益者負担金・改善資金相談 ・営農飲雑用水・農業集落排水 ・施設業務・施設維持管理
			健康相談	参事 富田 広司	健康づくり班	◎染川 良江	○福田 睦美				・予防接種・母子保健・結核予防 ・健康相談・健康増進・献血 ・健康診断・精神保健・食生活改善 ・高齢者支援	
				診療所	参事 (兼)富田 広司	事務班						
			会計管理者	三好 邦彦	出納室	出納班	・上村 正義	・橋本 愛 (新規採用)				
			議会事務局	事務局長 大瀬 忠昭・河野 綾子								
農業委員会	事務局長 (兼)川上 一郎	◎江田 幸治										
監査事務局	事務局長 (兼)大浦 富夫	(併)嶋崎 和幸										
選挙管理委員会	書記長 (兼)大浦 富夫	補佐 (兼)嶋崎 和幸	○落合 健治	◎(兼)藤永 大治	・(兼)吉野 護							
教育委員会	教育長 神田 敏輔	次長 横田 憲治	佐々幼稚園 園長 松永 温子	補佐 山本 勝憲	総務班	(嘱)竹内 隆美	◎(兼)山本 勝憲	・湯川 紘子	・学校教育・教育委員会庶務			
公民館	館長 (嘱)金子 正司											
勤労青少年ホーム	館長 (兼)金子 正司											
文化会館	館長 (兼)教育長											
学童農園	園長 (委)佐藤 勝廣											
サンプレッジさざ												
町立図書館	館長 (嘱)永安 文男											

佐世保広域圏北部塵芥処理一部事務組合(佐々クリーンセンター)  
 管理者 佐々町長 関 耕二 事務局長 山本 健一 補佐 前川 利一 ◎松永 幸人 ◎林 泰亘 ○若松 政孝・朝隈 斉昭・篠原 仁



# 皆さんよろしくお願ひします



4月1日付で本町に採用された職員を紹介します。

平畑 寿太郎 (産業経済課)



一日も早く仕事を覚えて佐々町の発展のために頑張ります。

緒方 陽香 (福祉保健課)



佐々町のために一生懸命頑張っていきたいと思ひます。

橋本 愛 (出納室)



町民の皆様親しみをもちたいだけのように、いつも笑顔で頑張ります。

## がんばれ消防団 特別編



佐々町消防団では、4月1日に正副団長、4名の分団長が新たに任命されました。そこで、今回は、「がんばれ消防団 特別編」として、新たに任命された方々の就任にあたっての抱負などを掲載します。

佐々町消防団 団長 寺崎 俊男



4月1日から団長を拝命しました。団長といましても一人では何もできません。団員皆さんの力添えがあつての団長と思つております。消防団も難しい時期を迎えておりますが、不変と可変、変えてはいけないものと変えていかなければならないものがあり見極め努めていきたいと思つております。よろしくお願ひいたします。

佐々町消防団 副団長 池田 新治



佐々町内は、皆様方より消防団活動にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。平素より消防団活動に私共、平成21年度佐々町消防団副団長を拝命いたしました池田新治と申します。佐々町消防団第5分団長を最後に2年前に退団いたしました。縁ありましてこの度再入団いたしました。今後とも佐々町内の皆様方の温かいご指導・ご支援の程をお願ひ申し上げまして副団長就任のあいさつに代えさせていただきます。

第1分団 分団長 中村 三郎



4月1日に団長から辞命を手渡された時、正直、分団長としてうまくやつていくか不安がありました。任命された以上は管轄区域、また佐々町のためにも役に立てれば良いかと思ひます。

町民皆様のご理解と諸先輩方のご指導・協力をよろしくお願ひいたします。

第2分団 分団長 大瀬 政夫



このたび、第2分団長の任を受けた大瀬政夫と申します。地域防災の最前線を担う消防団員として、分団長の役は大変光栄であり、また、責任の重みを日々感じております。消防団においては、社会の多様化の中、地域住民との関わり方や団員確保の問題等の様々な課題がありますが、活気あふれる我が第2分団の団員らとともに防火・防災・郷土発展に貢献する所存であります。どうぞよろしくお願ひいたします。

第4分団 分団長 辻 克也



このたび、第4分団長になりました辻です。

第4分団は、チームワークを生かし、町内の皆様方が安心して生活できるように日々消防団活動を頑張つていこうと思ひます。

近年、団員数が減少傾向にあり、分団の運営も厳しい状況です。

『消防団員募集中』 よろしくお願ひいたします。

第5分団 分団長 荒木 武士



今年度より第5分団長の任を受けました荒木武士です。第5分団管轄の口石・新町・佐々南・東町町内会の皆様方には、日頃より、消防団活動にご協力いただき、誠にありがとうございます。

地域においては若い方の減少により、新団員の確保が大変困難になっており、現在では、定員28名に対し、7名欠員の状態です。団員のサラリーマン化により、昼間の災害において迅速な対応ができなくなつてくる現状ですが、地域の災害は我々がどの気持ちで分団員同頑張りしております。新入団員は、年中募集しております。今後とも、町内の皆様には、ご協力の程お願ひ申し上げまして、分団長就任のあいさつに代えさせていただきます。

## 「子育て応援特別手当」について

多子世帯の幼児教育期における子育てを支援する目的として、「子育て応援特別手当」が実施されています。該当される世帯主の方へ「定額給付金」と一緒にご案内を送付していますので、手続きなどについてご確認ください。案内がなかった方でも制度に該当する場合がありますので、下記の対象要件をご確認ください。

### 【案内が届いている方】

- ・住民基本台帳により該当の方へご案内しています。
- ・必要事項をご記入の上、「定額給付金」の申請書と同様に返送いただくか、役場2階窓口までご持参ください。  
※印鑑、振込先通帳の写し等の漏れがないようお願いいたします。
- ・申請期限は平成21年9月24日まで。(郵送の場合は消印有効)
- ・支給は「定額給付金」とは別になっており、支給日も異なる場合がありますのでご了承ください。

### 【案内が届いていない方】

- ・今回、佐々町住民基本台帳より該当となる方へ案内をしていますので、住民基本台帳に記載のない方は把握ができないため含まれていません。このため、お子様が制度に該当するかご確認され、該当される場合で申請書が届いていない方は恐れ入りますが役場福祉保健課までご連絡ください。  
(例えば、お子様が学校へ通学するため寮に入られており住民票を移している場合など)

### 「子育て応援特別手当」の対象者(対象要件)

- ・対象は平成20年度において小学校就学前3年間に属する子(平成14年4月2日から平成17年4月1日までの間の生まれ)で、その上に高校卒業(18歳、平成2年4月2月以後の生まれ)までの子どもがいる世帯主の方となります。
- ・基準日が平成21年2月1日で、この基準日に住所があるところで申請、受給されるものです。  
※平成17年4月2日以降出生のお子様は、この制度では対象になりませんのでご注意ください。
- ・支給額は、第2子以降であるお子様1人当たり36,000円です。  
受取は、原則として口座振込となります。



## 児童手当制度のご案内

児童手当を受けるためには申請が必要です。また、申請が遅れると遅れた月分の手当が受けられなくなります。

児童手当は生まれた月の翌月から12歳になって最初の3月までの間にある児童を養育されている方に支給されます。該当される方でまだ手続きをされていない場合は、役場福祉保健課(公務員の方は勤務先)までお問い合わせください。

### 手当月額

3歳未満	一律	10,000円
3歳以上	第1子	5,000円
	第2子	5,000円
	第3子以降	10,000円

### 支払時期

毎年2月、6月、10月にそれぞれの前月分まで支給されます。  
なお、所得が一定額以上の場合、児童手当が支給されない場合があります。  
※前年度において、所得の制限により受給できなかった方は、再度手続きが必要です。役場福祉保健課窓口までお越しください。



# 児童扶養手当、特別児童扶養手当をご存じですか？

## 【児童扶養手当】

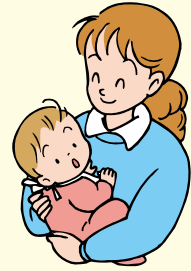
父母の離婚などにより、父親と生計を同じくしていない児童が養育されている母子家庭等の生活の安定と児童の福祉の増進を図るため手当が支給されます。

### ●受給資格者

次の条件にあてはまる18歳未満の児童(一定の障害を有する場合は20歳未満)を監護している母または養育者に支給されます。

- ① 父母が離婚した後、父と生計を同じくしていない児童
- ② 父が死亡した児童
- ③ 父が重度の障害にある児童
- ④ 父の生死が明らかでない児童
- ⑤ 父から引き続き1年以上遺棄されている児童
- ⑥ 父が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- ⑦ 婚姻によらないで生まれた児童

※受給者の所得が一定以上ある場合は、手当の一部又は全部が支給されません。



## 【特別児童扶養手当】

20歳未満で、政令に定めるある程度以上の心身障害を有する児童を養育されている方に支給されます。

※所得制限があり、手当の支給がない場合もあります。

## 町長・町議会議員選挙立候補予定者説明会 佐々町選挙管理委員会

6月21日(日)に執行予定の町長及び町議会議員選挙の立候補予定者説明会を次のとおり開催しますので、立候補を予定されている方は必ずご出席ください。

万一、立候補予定者本人が出席できない場合は、代理の方の出席をお願いします。

- とき 5月13日(水) 13時30分～
- ところ 佐々町役場3階第1会議室

## 平成21年度 町内会長一覧(敬称略)

町内会	氏名	町内会	氏名	町内会	氏名	町内会	氏名
古川	土手口 正晴	口石	井上 順一	水道	福田 恭二	江里	北川 幸介
志方	木下 榮治	新町	十時 淳	土手迎	福田 昭憲	大茂	前川 秋光
中央通	今村 力	木場	松田 久實	四ツ井樋	川久保 周一	神田	橋本 義雄
里	筒井 淳介	牟田原	荒木 井子	真申	松本 初男	若佐	福田 真
里山	井崎 明	東町	柳本 信夫	市瀬	谷本 忠利	沖田	久田 美保子
野寄	池田 勇	西町	峰野 裕二郎	鳴川	児山 日出雄	さざん花	船津 敏光
栗林	北村 満男	芳ノ浦	山下 義則	松瀬	内野 政敏	佐々南	藤田 幹紀
角山	石田 喜一	浜迎	福田 勲	北	佐々木 登	千本	太田 喜久松

# 長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の 保険料について

平成20年度に保険料軽減措置（均等割8.5割及び所得割5割軽減）の対象となり、10月以降、保険料のお支払いが中断されている方などへお知らせします。

平成21年度の保険料は、平成21年7月から口座振替又は納付書などによりお支払いいただくこととなりますが、10月以降のお支払い方法は、以下の2通りの方法からお選びいただけます。

※年金の受給額が年額18万円未満の方や長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の保険料と介護保険料の合計額が年金受給額の2分の1を超える方は、10月以降も納付書などによりお支払いいただきます。

**年金**からのお支払い **又は** **口座振替**でのお支払い

※該当される方には、お知らせのチラシなどを送付いたしますので、ご確認ください。

## 問い合わせ先

役場 福祉保健課保険年金班 (☎62-2101)  
長崎県後期高齢者医療広域連合 (☎095-816-3930)

## あなたもお近くの歯医者さんで お口の健康指導を受けませんか？

長崎県後期高齢者医療広域連合では、疾病予防や身体機能の向上を目的とした『お口“いきいき”健康支援（口腔ケア）事業』を始めました。

### 【お口の中の健康が全身の健康に関係していることをご存知でしたか？】

- ・お口の中を健康にすると、歯の病気はもとより細菌の繁殖を防ぎ、口内炎や肺炎の予防になります。
- ・きちんと噛んで食べることによって、食いしばる力が出て転倒防止につながります。
- ・舌やほおなどの筋肉を鍛えることにより、食べ物を気管につまらせることで起きる誤嚥（ごえん）性肺炎を防ぐことができます。

このように、お口の中の健康は体の健康と密接な関係にあります。皆さんもぜひこの機会にお口の健康指導を受けてみませんか？

対象者	後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方（県外居住の方や医療機関等へ入院（所）の方は除きます。）
受診方法	広域連合から送付する受診券によりお近くの歯医者さんで、3回を限度に受診ができます。
費用	1回の受診につき200円を自己負担として、歯医者さんの窓口でお支払いいただきます。

※申込み先（9月30日までにお電話ください）

役場福祉保健課保険年金班（☎62-2101）長崎県後期高齢者医療広域連合（☎095-816-3930）

# 固定資産税及び町県民税について

平成21年度分から、固定資産税及び町県民税の  
全期前納報奨金制度が廃止されます

この制度は、税収の早期確保や納税意識の高揚などを目的に創設されたものですが、町県民税を給与から差し引いている特別徴収の方には適用されないなど不公平感が生じていました。

また、現在の厳しい財政状況の中、行財政改革の一環として、この制度を見直すべく検討を重ねた結果、制度を導入した当初の目的は、皆様のご協力によりまして達成されたものと判断し、平成19年度から段階的に報奨率を引き下げ、平成21年度分から廃止することといたしました。

この制度を利用され、早期納税に努めていただきました皆様には、心からお礼申し上げますとともに、制度廃止へのご理解をいただき、今後も納期内納付にご協力くださるようお願いいたします。

## 引き続き全期前納をする方

報奨金制度は廃止されますが、これまでと同様に、納付書または口座振替による全期前納（一括納付）ができます。

## 全期前納による口座振替の登録が 既にお済みの方で、「全期前納（一括納付）」から 「期別」への変更をご希望の方

変更手続きがお済みでない方は、役場税務課窓口にて備え付けの申出書にて、5月13日（水）までに変更の手続きをさせていただきます。

《口座振替をご利用でない方は、便利で確実な口座振替をご活用ください》

# 佐々町をもっと元気に!!



定額給付金によるお買い物は、

地元の佐々町内でご協力をお願いします。

佐々町商工会



5月21日から

# 裁判員制度が始まります！

裁判員制度とは、国民の皆さんに裁判員として刑事裁判に参加してもらい、被告人が有罪かどうか、有罪の場合どのような刑にするかを裁判官と一緒に決めてもらう制度です。

5月21日以降に起訴された事件について裁判員裁判が実施されますので、実際の裁判員裁判は早くも今年の7月頃から始まります。

個々の事件に参加していただく裁判員は、昨年末に「裁判員候補者名簿への記載のお知らせ」が裁判所より送付された方の中から、さらにくじで選ばれた方となります。

該当者には「選任手続期日のお知らせ」が今年の6月中に裁判所より届けられる予定です。



## ～裁判員に選ばれたら～

### 1 公判に立ち会う

裁判員に選ばれたら、裁判官と一緒に、刑事事件の法廷（公判といいます）に立ち会い、判決まで関与することになります。

公判は、連続して開かれます。公判では、証拠書類を取り調べるほか、証人や被告人に対する質問が行われます。裁判員から、証人などに質問することもできます。

### 2 評議、評決

証拠を全て調べたら、今度は、事実を認定し、被告人が有罪か無罪か、有罪だとしたらどんな刑にするべきかを、裁判官と一緒に議論し（評議）、決定する（評決）ことになります。

### 3 判決宣告（裁判員の任務終了）

評決内容が決まると、法廷で裁判長が判決を宣告することになります。

裁判員としての役割は、判決の宣告により終了します。

## ～裁判員制度Q&A～

**(質問)** 裁判員になることを辞退できますか？

**(回答)** 広く国民の皆さんに参加してもらう制度ですので、原則として辞退できません。  
ただし、次のような人は、申し出をして、裁判所からそのような事情があると認められれば辞退することができます。

- ①70歳以上の人
- ②地方公共団体の議会の議員（ただし会期中に限ります）
- ③学生又は生徒
- ④過去5年以内に裁判員、検察審査員を務めたことや過去1年以内に裁判員候補者として裁判所に行ったことのある人など
- ⑤一定のやむを得ない理由※1があつて、裁判員の職務を行うことや裁判所に行くことが困難な人

※1 やむを得ない理由とは、例えば

- 重い病気、けが
- 親族又は同居人などの介護・療育
- 事業に著しい損害が生じるおそれがあること
- 父母の葬式など、他の期日に行えない社会生活上の重要な用務
- 妊娠中や出産直後（8週間以内）
- 親族又は同居人などが重い病気、けがの際の入通院等への付き添い
- 妻・娘の出産への立会い又は入退院への付き添い
- 住所・居所が裁判所の管轄区域外の遠隔地にあり、出頭困難であること
- 裁判員の職務を行うことなどにより、本人などに身体上、精神上又は経済上の重大な不利益が生ずるような場合

### 裁判所の取り組み①

裁判所では、育児中の方や親族などの介護を行っている方も参加していただけるように、厚生労働省や市区町村などの地方自治体と協力して、一時保育サービスや介護サービスが利用できるような態勢づくりを進めています。

**(質問)** 裁判員となるために仕事を休むことは認められますか？

**(回答)** 裁判員となるために必要な休みをとることは法律で認められていますし、裁判員として仕事を休んだことを理由として、会社が解雇などの不利益な取り扱いをすることは法律で禁止されています。

### 裁判所の取り組み②

裁判所では、法務省、日本弁護士連合会と連携し、お勤めの方が参加していただきやすいように、企業経営者向けの説明会を行ったり、各企業などに直接伺うなどして、特別の休暇制度の導入などについて働きかけを行っています。

判員制度について詳しい内容をお知りになりたい方は、最高裁判所のホームページ <http://www.saibanin.courts.go.jp/> をご覧下さい。

(問い合わせ先) 長崎地方裁判所総務課庶務係 095-804-4114  
長崎家庭裁判所総務課庶務係 095-804-4144